

3 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域を図3-1に示す。また、対象地域は、事業規模、内容等を勘案し、環境に影響が及ぶと想定される泉佐野市、田尻町、熊取町及び泉南市（以下「対象市町」という。）とした。

なお、これらの市町を調査地域とした理由は以下のとおりである。

新ごみ処理施設を構成する市町は、3市町となることから、これらの社会的状況に関わる統計情報やごみ収集車両の運行に係る交通網の概況は把握しておく必要がある。

また、特に広域的な影響を把握する必要がある景観については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年 建設省都市局都市計画課監修 面整備事業環境影響評価研究会編著）において「影響を受けるおそれがあると認められる地域」が3km範囲程度とされていることから、対象事業実施区域から約3km範囲を環境影響評価を実施する地域とした。



図 3-1 環境影響評価を実施する地域